田北九州市公報

発 行 所

北九州市小倉北区城内1番1号 北 九 州 市 役 所

上 次

◇ 告 示

ページ

〇 特定有害物質によって汚染されている形質変更時要届出区域の指定の 一部解除【環境局環境監視部環境監視課】

2

◇ 公 告

・ 北九州市長野津田土地区画整理組合の理事の資格喪失の届出【都市戦略局都市再生推進部事業推進課】

3

北九州市告示第49号

特定有害物質によって汚染されている形質変更時要届出区域の指定(令和3年北九州市告示第401号)により指定した区域について、土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第2項の規定により当該区域の一部の指定を解除するので、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。また、この告示によりその指定の一部を解除する形質変更時要届出区域に係る同法第15条第1項に規定する台帳は、北九州市環境局環境監視部環境監視課及び北九州市立文書館に備え付ける。

令和7年2月19日

北九州市長 武 内 和 久

- 1 指定の一部を解除する形質変更時要届出区域 北九州市八幡西区大字藤田2419番1の一部
- 2 講じられた汚染の除去等の措置 工事完了に伴う土壌汚染状況調査による基準適合の確認
- 3 土壌溶出量基準に適合した特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物

北九州市公告第113号

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第29条第1項の規定により 、北九州市長野津田土地区画整理組合から理事の資格喪失に関する届出があっ たので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年2月19日

北九州市長 武 内 和 久

1 資格を喪失した者

役員の区分	氏名	住所
理事	松尾悦子	北九州市小倉南区大字長野703番地
理事	早田憲雄	北九州市小倉南区長野本町一丁目2番12号

2 喪失の理由

長野津田土地区画整理事業地内で上記の者が所有する土地を全て売却したことにより、組合員資格を喪失したため。

3 喪失の日

令和6年12月20日